

【韓国】労働組合の権利を強化するための法改正

海外立法情報課 藤原 夏人

* 2025 年 9 月 9 日、労働組合の権利を強化するための「労働組合及び労働関係調整法一部改正法律」が公布された。今回の法改正に対して経済界からは懸念の声が上がっている。

1 背景と経緯

2013 年 11 月、水原（スウォン）地方法院（日本の地方裁判所に相当）は、2009 年に双竜（サンヨン）自動車（現 KG モビリティ）が行った労働者の整理解雇に反対して労働組合が起こした違法争議行為に対し、労働組合側に約 47 億ウォン¹の損害賠償を命じる判決を下した²。

2013 年 12 月、労働者を支援するために一人の市民が手紙に 4 万 7 千ウォンを同封して当該ニュースを報じたメディアに送った³。これがきっかけとなり、給与袋に見立てた黄色い封筒に寄附金を入れて送付する「黄色い封筒キャンペーン」が全国に拡大するとともに、労働組合の権利の強化（使用者による過度な損害賠償請求の制限等）を目的とした「労働組合及び労働関係調整法一部改正法律案」（通称「黄色い封筒法」）の成立を目指す立法運動が展開された⁴。

黄色い封筒法は、2023 年 11 月 9 日及び 2024 年 8 月 5 日の 2 回にわたり、当時国会の議席の過半数を占めていた野党「共に民主党」の主導により本会議で可決されたが、いずれも当時の尹錫悦（ユン・ソンニョル）大統領の再議要求権（拒否権）の行使により成立しなかった。

しかし、2025 年 6 月 3 日の大統領選挙により野党の李在明（イ・ジェミョン）候補が勝利し、第 21 代大統領に就任したことから、黄色い封筒法の立法が再度推進され、同年 8 月 24 日、国会本会議で可決、同年 9 月 9 日に公布された⁵（法律第 21045 号、2026 年 3 月 10 日施行⁶）。

2 労働組合及び労働関係調整法一部改正法律の主な内容

（1）使用者の範囲の拡大

法改正前は、「使用者」は「事業主、事業の経営担当者又は当該事業の労働者に関する事項について事業主のために行動する者」と定義されていたが、法改正により、これらに加えて「労働契約締結の当事者でなくとも、労働者の労働条件について実質的かつ具体的に支配又は決定をすることができる者」が追加された（第 2 条第 2 項後段）。これにより、元請企業が、下請企業の労働者の労働条件を実質的かつ具体的に支配又は決定をすることができる者に該当する場合は、下請企業の労働組合が、元請企業と団体交渉を行うことが可能となった。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2025 年 10 月 9 日である。

¹ 1 ウォンは約 0.11 円（令和 7 年 10 月分報告省令レート）。

² 송지혜 「가혹한... 너무나 가혹한 47 억」 『시사 IN』 326 호, 2013.12.17. <<https://www.sisain.co.kr/news/articleView.html?idxno=18704>>

³ 이숙이 「4 만 7 천원에 그쳐 눈물만 나왔다」 『시사 IN』 329 호, 2013.12.30. <<https://www.sisain.co.kr/news/articleView.html?idxno=18932>>

⁴ 홍여진 「[미니 다큐] 죽음의 '손배 폭탄' 막을 노란봉투법...20 년 만에 국회 통과」 뉴스타파 2025.8.26. <<https://newstapa.org/article/oGyVD>>; 장승기 「[인터뷰] 나는 노란봉투를 포기하지 않을 의무가 있다—배춘환」 참여연대, 2023.12.27. <<https://www.peoplepower21.org/magazine/1954694?ckattempt=1>>

⁵ 「[2211924] 노동조합 및 노동관계조정법 일부개정법률안 (대안) (환경노동위원장)」本稿において、韓国の法律案の原文は議案情報システムウェブサイト <<https://likms.assembly.go.kr/bill/>> を参照した。

⁶ 「노동조합 및 노동관계조정법 (법률 제 21045 호)」本稿において、韓国法令の原文は、国会法律情報システムウェブサイト <<https://likms.assembly.go.kr/law/>> を参照した。

(2) 労働組合の範囲の拡大

法改正前は、労働者でない者の加入を認める場合は、労働組合として認めないとする規定が置かれていたが、法改正により当該規定が削除された（第2条第4号ラ目⁷）。これにより、デジタルプラットフォームを介して業務を請け負う労働者等の加入への障害が除去された。

(3) 労働争議の範囲の拡大

法改正前は、「労働争議」は「労働関係当事者間に、賃金、労働時間、福祉、解雇その他待遇等の労働条件の決定に関する主張の不一致により発生した紛争状態」と定義されていたが、法改正により、「労働関係当事者間に、賃金、労働時間、福祉、解雇、労働者の地位その他待遇等の労働条件の決定及び労働条件に影響を及ぼす事業経営上の決定に関する主張の不一致並びに第92条第2号カ目からラ目までの事項⁸に関する使用者の明白な団体協約違反により発生した紛争状態」に修正された（第2条第5号）。これにより、賃金等の労働条件のみならず、労働条件に影響を及ぼす事業経営上の決定（工場の海外移転等）に対しても、合法的に争議行為（ストライキ等）を行う道が開かれた。

(4) 労働組合又は労働者に対する損害賠償請求に係る制限

違法な争議行為に対して労働組合等が損害賠償責任を負う場合、法改正前は、民法第760条の共同不法行為責任に係る規定に基づき、当該争議行為に参加した労働組合及び各労働組合員が、その地位や役割に関係なく損害賠償額の全額を連帯して負わなければならなかった。

しかし、巨額の損害賠償請求が労働者を委縮させているとして問題視されたことから、法改正により、①違法な争議行為であっても、使用者の不法な行為に対して労働組合又は労働者の利益を防衛するためにやむを得ず使用者に損害を加えた労働組合又は労働者は賠償責任を負わないこと（第3条第2項）、②裁判所が労働者に対する損害賠償責任を認める場合は、当該労働者の労働組合における地位及び役割、争議行為への参加の経緯及び程度等を考慮して責任割合を決定すること（同条第3項）、③損害賠償責任を負った労働組合及び労働者は、裁判所に賠償額の減免を請求でき、請求を受けた裁判所は、請求者の経済状態、扶養義務等を考慮して減免の有無及び程度を判断しなければならないこと（同条第4項）が新たに規定された。

3 経済界の懸念

今回の法改正に対して経済界は強い懸念を表明している。2025年8月18日に経済6団体（韓国経営者総協会、大韓商工会議所、韓国経済人協会、韓国貿易協会、中小企業中央会、韓国中堅企業連合会）が国会で行った共同記者会見において、韓国経営者総協会の孫京植（ソン・ギョンシク）会長は、数十、数百の下請企業の労働組合が元請企業に交渉を要求すれば、現場は極度に混乱し、（さらに）海外投資等の事業経営上の決定まで労働争議の定義に含まれることになるれば、グローバル競争下での事業継続が困難になると訴えた⁹。

法改正後、各企業では、誰と何をどのように交渉するのかについて混乱が生じていると報じられており、政府は改正法の施行日までにガイドラインの整備を進める予定である¹⁰。

⁷ 目とは、条文の階層構造において、号の下の階層をいう。目はハングルの가나다順で表記される。

⁸ ①賃金、福利厚生費及び退職金に関する事項（カ目）、②労働、休憩時間、休日及び休暇に関する事項（ナ目）、③懲戒及び解雇の事由及び重要な手続に関する事項（タ目）、④安全保健及び災害扶助に関する事項（ラ目）。

⁹ 「경제 6 단체장, 노조법 개정안 수정 촉구 기자회견」2025.8.18. 大韓民国国会政策映像プラットフォームウェブサイト <<https://vplatform.assembly.go.kr/video/policy/PRESSCONF?cid=87969&sid=138091>>

¹⁰ 박소정 「노란봉투법 ‘누구와, 어떻게, 무엇을’ 교섭하나’ 혼란… 노동부 “가이드라인 12월 마련”」『조선일보』2025.10.1. <https://biz.chosun.com/topics/topics_social/2025/10/01/TCFLJWAEHFFEFHDTSN0I6TXFQ>